新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行	改定後
第1条　適用範囲 第2条　用語の定義 （略） （新設） 15「月単位の 4 週 8 休」とは、対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%　（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土日の現場閉所で 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、28.5%以上を達成しているものとみなす。 16「通期の 4 週 8 休」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%　（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 （新設） 17「交替制による月単位の４週８休」とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%　（８日/28 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。	第1条　適用範囲 第2条　用語の定義 （略） 15　「完全週休 2 日（土日）」とは、対象期間内の全ての土曜日及び日曜日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。 16　「月単位の週休 2 日」とは、対象期間内の全ての月において、現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所では現場閉所率が 28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。 17　「通期の週休 2 日」とは、対象期間内において、現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 18　「交替制による完全週休 2 日」とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が 28.5%（2 日／7 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。 19　「交替制による月単位の週休 2 日」とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が 28.5%（8 日／28 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数では休日率が 28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の休日を確保してい

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行	改定後
18「交替制による通期の４週８休」とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5％（８日/２８日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。	る場合に、28.5%の水準の状態とみなす。 20　「交替制による通期の週休 2 日」とは、対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が 28.5%（8 日／28 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。
第3条　ワンデーレスポンス 第4条　ウィークリースタンス 第5条　その他（週休 2 日制度） Ⅰ　週休2日制度の場合 1　原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保出来るよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。 ※「農林水産部県営工事成績評定実施要領」において工事成績評定の対象外となる工事、点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事、現場作業が 1 週間に満たない工事は対象外とする。 2　天候や地域住民対応等で土曜・日曜の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休 2 日に努めること。（土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。） 3　現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜・日曜の現場閉所（以下「現場閉所」という。）の達成状況（平日振替日※を含む）に応じて工事成績の評価を行う。明らかに受	第3条　ワンデーレスポンス 第4条　ウィークリースタンス 第5条　その他（週休 2 日制度） Ⅰ　現場閉所による週休2日制度の場合 1　原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保出来るよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。 ※「農林水産部県営工事成績評定実施要領」において工事成績評定の対象外となる工事、点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事、現場作業が 1 週間に満たない工事は対象外とする。 2　受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を設定する。なお、完全週休2日（同一週内での週休2日）または月単位の週休2日が認められる状態になるよう振り替えること。 3　現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜・日曜の現場閉所（以下「現場閉所」という。）の達成状況（平日振替日※を含む）に応じて工事成績の評価を行う。明らかに受注者

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行	改定後
注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。 4　現場閉所の確認のため、受注者は工事履行報告書を提出すること。 5　労務費等の補正については、当初予定額に月単位の4週8休を達成した場合の補正係数を各諸経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況が4週8休に満たないものは、通期の4週8休の補正係数に変更し、請負金額のうち補正分を、減額変更する。通期の4週8休に満たないものは、月単位の4週8休の補正係数を除し、請負代金額を減額変更する。 6　土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者）が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。 ≪現場閉所の達成状況≫ ①月単位の4週8休 対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 ただし、暦上の土日の現場閉所で 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、28.5%以上を達成しているものとみなす。	側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。 4　現場閉所の確認のため、受注者は工事履行報告書を提出すること。 5　労務費等の補正については、当初予定額に完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各諸経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況が完全週休2日（土日）に満たないものは、月単位の週休 2 日の補正係数に変更し、請負金額のうち補正分を、減額変更する。月単位の週休2 日に満たないものは、週休 2 日に係る補正係数を除いて請負代金額を減額変更する。 6　土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者）が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。 ≪現場閉所の達成状況≫ ①完全週休2日（土日） 対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。 ②月単位の週休 2 日 対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 ただし、暦上の土日の現場閉所で 28.5%に満たない月は、その月の土日の

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行

②通期の4週8休

対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、月単位の4週8休または通期の4週8休が認められる状態となるように振り返ること。週の定義は月曜日から日曜日までとする。

＜労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、土木工事標準単価の補正（現場閉所による週休 2 日方式の場合）＞

ア　労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。

	補正係数	
	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
労務費	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

改定後

合計日数以上の現場閉所を行っていれば、28.5%以上を達成しているものとみなす。

③通期の週休 2 日

対象期間内において、現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、通期の週休 2 日は、経費補正の対象としない。

※また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

＜労務費、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、土木工事標準単価の補正（現場閉所による週休 2 日方式の場合）＞

ア　労務費、共通仮設費率、現場管理費率を下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。

	補正係数	
	完全週休 2 日（土日）	月単位の週休 2 日
労務単価	1.02	1.02
（削る）		
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行

イ　市場単価を下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。

名　　称	区　分	補正係数	
		月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付枠工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01

改定後

イ　市場単価を下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。

名　　称	区　分	補正係数	
		完全週休2日（土日）	月単位の週休2日
（削る）			
（削る）			
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付枠工		1.01	1.01
（削る）			

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行

鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02

ウ　土木工事標準単価を下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。

名　　称	区　分	補正係数	
		月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02

改定後

鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

ウ　土木工事標準単価を下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。

名　　称	区　分	補正係数	
		完全週休2日（土日）	月単位の週休2日
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）

下線部分は変更部分

現行

工 事 履 行 報 告 書

工事名		
工 期		～
日 付		（　　月分）

月 別	予定工程 % （ ）内は工程 変更後	実施工程 %	休日数※1				週休２日達成状況 達成（○） 未達成（×）	備考
			対象数 (A)	土日休日数 (B)	平日休日数 (C)※2	休日計 (D)※3=B+C		
計			ΣA			ΣD		
（休日取得率）			ΣD/ΣA=○○ %					

	（記事欄）

※1 休日数は、現場稼働中〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜日曜の日数とする。悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、月単位または通期の週休 2 日が認められる状態になるよう振り替えること。週の定義は月曜日から日曜日までとする。

※2 (C)は土曜・日曜の振り替え日数を計上することとする。

※3 (D)の日数は、(D)≦(A)となる。

総括監督員	主任監督員	現場技術員	現場代理人	主任（監理）技術者

改定後

工 事 履 行 報 告 書

工事名		
工 期		～
日 付		（　　月分）

月 別	予定工程 % （ ）内は工程 変更後	実施工程 %	休日数※1				完全週休2日達成状況 達成（○）、未達成（×）	備考
			対象数 (A)	土日休日数 (B)	平日休日数 (C)※2	休日計 (D)※3=B+C		
計			ΣA			ΣD		
（休日取得率）			ΣD/ΣA=○○%					

	（記事欄）

※1 休日数は、現場稼働中〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜日曜の日数とする。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に変わる現場閉所日を設定する。なお、完全週休2日（同一週内での週休2日）または月単位の週休2日が認められる状態になるよう振り替えること。週の定義は月曜日から日曜日までとする。

※2 (C)は土曜・日曜の振り替え日数を計上することとする。

※3 (D)の日数は、(D)≦(A)となる。

総括監督員		主任監督員	現場技術員

現場代理人	主任（監理）技術者

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行	改定後
Ⅱ　週休2日制度（交替制）の場合 1　技術者及び技能労働者が交替しながら原則週休2日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度（交替制）」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。 ※「農林水産部県営工事成績評定実施要領」において工事成績評定の対象外となる工事、点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事、現場作業が 1 週間に満たない工事は対象外とする。 2　悪天候等の理由により現場が休工となった場合は、休日としてカウント可能とする。 3　現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の週休2日制度(交替制)の達成状況に応じて工事成績の評価を行う。明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。 ※対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日数の割合が全ての月で 28.5%(8日／28 日)以上の場合。当該月における対象期間の週休日数を現場稼働中の対象期間の日数で除し、少数点以下第2位を四捨五入する。 4　受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」を作成し、発注者へ報告する。	Ⅱ　交替制による週休2日制度の場合 1　技術者及び技能労働者が交替しながら原則週休2日を確実に取得できるよう工事を実施する「交替制による週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。 ※「農林水産部県営工事成績評定実施要領」において工事成績評定の対象外となる工事、点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事、現場作業が 1 週間に満たない工事は対象外とする。 2　悪天候等の理由により現場が休工となった場合は、休日としてカウント可能とする。 3　現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の「交替制による週休2日制度」の達成状況に応じて工事成績の評価を行う。明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。 ※交替制による完全週休 2 日の達成状況は、対象期間内の全ての週における休日率により確認する。また、交替制による月単位の週休 2 日の達成状況は、対象期間内の全ての月における休日率により確認する。 4　受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」を作成し、発注者へ報告する。

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行	改定後
5　労務費等の補正については、当初予定価格に交替制による月単位の4週8休を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、週休2日制度(交替制)の達成状況が交替制による月単位の4週8休に満たないものは、交替制による通期の4週8休の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更する。	5　労務費等の補正については、当初予定価格に「交替制による完全週休2日」を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、「交替制による週休2日制度」の達成状況が交替制による完全週休2日に満たないものは、交替制による月単位の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更する。 交替制による月単位の週休2日に満たないものは、週休 2 日に係る補正係数を除いて請負代金額を減額変更する。
6　週休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が週休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。	6　週休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が週休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。
7　受注者は、週休2日制度(交替制)から週休2日制度へ変更することが可能な場合、工事着手までに発注者と協議の上、変更することができる。ただし、工事着手後の変更は認めない。	7　受注者は、「交替制による週休2日制度」から「現場閉所による週休2日制度」へ変更することが可能な場合、工事着手までに発注者と協議の上、変更することができる。ただし、工事着手後の変更は認めない。
≪週休2日制度(交替制)の達成状況≫ ①　交替制による月単位の4週8休 対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。 ②　交替制による通期の4週8休 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5 %（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。	≪交替制による週休 2 日制度の達成状況≫ ①　交替制による完全週休2日 対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（2 日/7 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。 ②　交替制による月単位の週休2日 対象期間内のすべての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5 %（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

＜労務費、現場管理費率、市場単価、土木工事標準単価の補正＞

ア　労務費、現場管理費率を下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。

	補正係数	
	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
労務費	1.04	1.02
現場管理費率	1.03	1.01

イ　市場単価に下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。

名　　称	区　分	補正係数	
		月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上

改定後

③交替制による通期の週休 2 日

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が 28.5%（8 日／28 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。なお、交替制による通期の週休 2 日は補正の対象としない。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

＜労務費、現場管理費率、市場単価、土木工事標準単価の補正＞

ア　労務費、現場管理費率を下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。

	補正係数	
	完全週休 2 日	月単位の週休 2 日
労務単価	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.02

イ　市場単価に下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。

名　　称	区　分	補正係数	
		完全週休 2 日	月単位の週休 2 日

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行				改定後			
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02	（削る）			
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02	（削る）			
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.04	1.02		撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.04	1.02		撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01	防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01	防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.04	1.02		撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.03	1.01		撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02		撤去	1.02	1.02
法面工		1.02	1.01	法面工		1.01	1.01
吹付枠工		1.03	1.01	吹付枠工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	（削る）			
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.01	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
				橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
				橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行

ウ　土木工事標準単価に下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。

名　　称	区　分	補正係数	
		月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.03	1.02
コンクリートブロック積工		1.03	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.01
	人力	1.04	1.02

改定後

ウ　土木工事標準単価に下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。

名　　称	区　分	補正係数	
		完全週休 2 日	月単位の週休 2 日
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　　　下線部分は変更部分

現行

週休２日制度（交替制）適用工事　休日確保状況報告書

事務所名　○○事務所
工事名　○○工事
受注者名　○○建設

会社名	氏名	年 月 休日確保状況																														今月				通期の週休2日達成状況 達成（○）、未達成（x）
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	対象日数	休日日数	休日率	月単位の週休2日達成状況 達成（○）、未達成（x）	

※「会社名」、「氏名」、「休日確保状況」欄に記入する。（"休"：休日、"ー"：対象期間外、空欄：対象期間）
※対象期間日数について、元請業者は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。
※技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提示すること。
※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行う。

工事看板例　略

改定後

週休２日制度（交替制）適用工事　休日確保状況報告書

事務所名　○○事務所
工事名　○○工事
受注者名　○○建設

会社名	氏名	年 月 休日確保状況																														今月				完全週休2日達成状況 達成（○）、未達成（X）
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	対象日数	休日日数	休日率	月単位の週休2日達成状況 達成（○）、未達成（X）	

※「会社名」、「氏名」、「休日確保状況」欄に記入する。（"休"：休日、"ー"：対象期間外、空欄：対象期間）
※対象期間日数について、元請業者は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。
※技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提示すること。
※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行う。
※完全週休2日交替制は、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者および技能労働者の平均休日数の割合が28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう（週の定義は月曜日から日曜日までとする。）。

工事看板例　略

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行	改定後
第 6 条　施工地および索道線下などの伐採について	第 6 条　施工地および索道線下などの伐採について
第 7 条　土石流の発生するおそれのある降雨について	第 7 条　土石流の発生するおそれのある降雨について
第 8 条　支給材料及び貸与品	第 8 条　支給材料及び貸与品
第 9 条　再生資源の利用促進につい	第 9 条　再生資源の利用促進につい
第 10 条　産業廃棄物管理票（マニフェスト票）について	第 10 条　産業廃棄物管理票（マニフェスト票）について
第 11 条　建設副産物	第 11 条　建設副産物
第 12 条　監督員による検査（確認を含む）及び立会等について	第 12 条　監督員による検査（確認を含む）及び立会等について
第 13 条　数量の算出及び完成図	第 13 条　数量の算出及び完成図
第 14 条　工事の下請負	第 14 条　工事の下請負
第 15 条　施工体制台帳	第 15 条　施工体制台帳
第 16 条　工事中の安全確保	第 16 条　工事中の安全確保
第 17 条　支障木の除去	第 17 条　支障木の除去
第 18 条　工事区域の立入防止施設	第 18 条　工事区域の立入防止施設
第 19 条　爆発及び火災の防止	第 19 条　爆発及び火災の防止
第 20 条　後片付け及び原状回復	第 20 条　後片付け及び原状回復
第 21 条　環境対策・公害防止	第 21 条　環境対策・公害防止
第 22 条　交通誘導警備員の資格等（交通誘導警備員配置の工事）	第 22 条　交通誘導警備員の資格等（交通誘導警備員配置の工事）
第 23 条　諸法令の遵守	第 23 条　諸法令の遵守
第 24 条　排出ガス対策型建設機械の使用について	第 24 条　排出ガス対策型建設機械の使用について
第 25 条　不正軽油の使用の禁止	第 25 条　不正軽油の使用の禁止
第 26 条　電子納品	第 26 条　電子納品
第 27 条　工事写真管理	第 27 条　工事写真管理
第 28 条　工事歴板、工事標柱等	第 28 条　工事歴板、工事標柱等
第 29 条　仮設工事等	第 29 条　仮設工事等
第 30 条　林地保全の義務	第 30 条　林地保全の義務
第 31 条　県内産品の使用	第 31 条　県内産品の使用
第 32 条　管路の管周りの埋戻し材に使用する再生砂の品質規格	第 32 条　管路の管周りの埋戻し材に使用する再生砂の品質規格
第 33 条　木材一般	第 33 条　木材一般
第 34 条　セメントコンクリート製品	第 34 条　セメントコンクリート製品
第 35 条　緑化工・植生工・植栽工などの緑化における植物種の選定につい	第 35 条　緑化工・植生工・植栽工などの緑化における植物種の選定について

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行	改定後
て 第 36 条　兵庫県営林道事業における種子配合等 第 37 条　苗木及び植栽材料 第 38 条　道路照明灯 第 39 条　路盤紙 第 40 条　基礎工 基礎工については林野仕様書の規定によるほか、以下の各号の規定にも留意するものとする。 1 栗石基礎 栗石基礎工は、栗石に切込砂利等の間隙充填材を加え、十分締固めながら所定の厚さに仕上げなければならない。 第 41 条　石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工	第 36 条　兵庫県営林道事業における種子配合等 第 37 条　苗木及び植栽材料 第 38 条　道路照明灯 第 39 条　路盤紙 第 40 条　基礎工 基礎工については林野仕様書の規定によるほか、以下の各号の規定にも留意するものとする。 1 栗石基礎 栗石基礎工は、栗石に切込砂利等の間隙充填材を加え、十分締固めながら所定の厚さに仕上げなければならない。 基礎栗石工の施工厚は 30cm を標準とし、材料は割栗石（粒径 5～15cm）を使用すること。施工に当たっては、間隙充填材として切込砕石（0～40mm）を用い、1 層当たり 15cm 程度の厚さで敷き均し、タンパー又はランマー等により水平に転圧し、2 層で仕上げること。 なお、切込砕石（0～40mm）は新材を使用し、再生材は使用しないものとする。 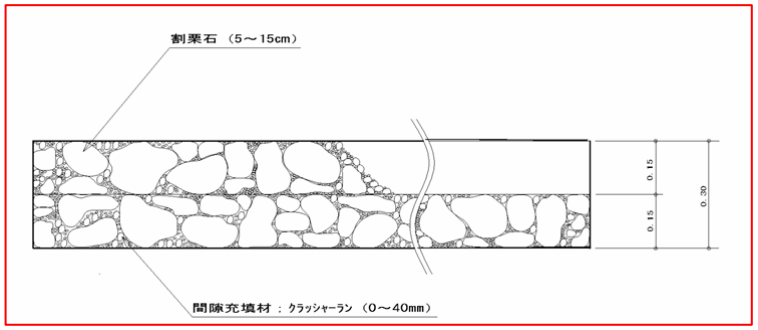 第 41 条　石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行	改定後
第 42 条　鉄線かご工 第 43 条　木矢板工 第 44 条　鋼矢板工 第 45 条　コンクリート矢板工 第 46 条　残土施工 第 47 条　地山補強土工（鉄筋挿入工） 第 48 条　コンクリート工 第 49 条　コンクリートポンプ工 第 50 条　型枠・支保工 第 51 条　マスコンクリート 第 52 条　暑中コンクリート 第 53 条　寒中コンクリート 第 54 条　水中コンクリート 第 55 条　モルタル 第 56 条　治山ダム工 第 57 条　護岸及び水制工 第 58 条　土留工及び擁壁工 第 59 条　山腹工 第 60 条　固定工（ロープネット工） 第 61 条　防災林造成 第 62 条　森林整備 第 63 条　橋梁工 第 64 条　熱中症対策に資する現場管理費の補正について (1) 受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書に工事期間中における真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。 (2) 真夏日とは日最高気温が 30℃以上の日をいう。	第 42 条　鉄線かご工 第 43 条　木矢板工 第 44 条　鋼矢板工 第 45 条　コンクリート矢板工 第 46 条　残土施工 第 47 条　地山補強土工（鉄筋挿入工） 第 48 条　コンクリート工 第 49 条　コンクリートポンプ工 第 50 条　型枠・支保工 第 51 条　マスコンクリート 第 52 条　暑中コンクリート 第 53 条　寒中コンクリート 第 54 条　水中コンクリート 第 55 条　モルタル 第 56 条　治山ダム工 第 57 条　護岸及び水制工 第 58 条　土留工及び擁壁工 第 59 条　山腹工 第 60 条　固定工（ロープネット工） 第 61 条　防災林造成 第 62 条　森林整備 第 63 条　橋梁工 第 64 条　熱中症対策に資する現場管理費の補正について (1) 受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書に工事期間中における真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。 (2) 真夏日とは日最高気温が 30℃以上又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の日をいう。

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行	改定後
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。 (3) 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、年末年始休暇、夏期休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 (4) 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率＝工期期間中の真夏日 ÷ 工期 ※真夏日率は小数第 2 位止め（3 位四捨五入） (5) 気温の計測方法について 工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所の気温の計測結果を用いることを標準とする。	ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温又は暑さ指数（WBGT）で判断する。なお、不稼働日は工期内の真夏日に含めないものとする。 (3) 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 (4) 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率＝工期期間中の真夏日の日数 ÷ 工期 ※真夏日率は小数第 2 位止め（3 位四捨五入） (5) 気温等の計測方法について 工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所の気温の計測結果若しくは環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。 ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果若しくはJIS B7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス2以上）により測定した値を用いることも可とする。 なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行	改定後
(6) 気温の補正方法 (5)による気温の計測結果は、次の算定式により補正を行うものとする。 【算定式】 補正後の気温（℃）＝気温（℃）－標高差（m）×0.6/100（m） ※補正後の気温は、少数点第 2 位四捨五入 1 位止めとする。 ただし、標高差（m）＝工事現場の標高差（m）－計測箇所の標高（m） （気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること） ※標高差の値は、少数点第 1 位四捨五入整数止めとする。	
(7) 受注者より提出される計測結果資料により真夏日率を確認後、現場管理比率を補正し、請負契約書第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更する。	(6) 受注者より提出される計測結果資料により真夏日率を確認後、現場管理費率を補正し、請負契約書第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更する。
（新設）	第 65 条　森林整備保全事業における現場環境改善費について 森林整備保全事業における現場環境改善費については、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成 11 年 7 月 1 日付け 11-13 林野庁指導部長・国有林野部長通知）5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について」の規定によるほか、以下の規定にも留意するものとする。 1　実施方法 工事着手前に受注者から現場環境改善費の請求があり、受発注者間の協議において、内容が周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への森林整備保全事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善が必要と認められる場合は、設計変更により計上できるものとする。 2　実施計画及び確認方法 (1) 受注者は、熱中症対策を含む現場環境改善費で実施する内容について、具体的な実施内容、実施期間、期待される効果を監督員と協

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行	改定後
	議のうえ、実施計画書を作成し、打合せ簿に添付して監督員に提出しなければならない。 (2) 受注者は工事完成までに、工事打合せ簿に実施状況の写真を添付し監督員に報告しなければならない。また積上げ計上に係るものについては工事打合せ簿に設置期間を記載し、見積書を添付しなければならない。 3 留意事項 (1) 現場環境改善費として設計計上する内容は工事成績評定の「創意工夫」及び「地域への貢献等」の加点対象としない。なお、「地域連携・社会貢献・地域対策費（地域行事等の経費を含む）」に係る取組についても同様とする。 (2) 効果が期待できない内容（第三者がいない工事現場で PR 看板の設置など）、当該工事と直接の関係のない内容（エアコンの購入のみで設置しない場合など）については評価及び費用計上の対象としない。 (3) 別表 65-1 は、実施内容の参考事例を示すものであり、記載のない内容であってもその趣旨に沿うものについては対象とすることができる。 (4) 現場環境改善費を計上する場合は、仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携の各計上費目から原則として 1 内容ずつ、合計 4 内容を実施することを基本とする。ただし、地域の状況及び工事内容に応じて、実施費目数及び実施内容を変更することができる。 (5) 実施内容の判定は、別表 65-1 に掲げる「実施する内容」の区分により行うものとし、個々の取組数によって判断しない。 (6) 受注者の都合により実施計画書に記載した内容を取りやめる場合は、速やかに工事打合せ簿により監督員へ報告しなければならない。 (7) 実施内容が現場環境改善費の計上要件を満たさなくなった場合は、当該費用を計上しないものとする。 (8) 「仮設備関係・作業負荷の低減」では、直接工事費及び共通仮設費により積上げ計上するものを除く

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

<table>
<tr><th>現行</th><th>改定後</th></tr>
<tr><td></td><td>(9) 「営繕関係・現場休憩所の充実」に掲げる冷蔵庫及びウォーターサーバーについては、熱中症対策として積上げ計上することができる

表 65-1
<table>
<tr><th>費目</th><th>実施する内容</th><th>取組みの例</th></tr>
<tr><td rowspan="11">仮設備関係</td><td rowspan="2">昇降設備の充実</td><td>斜路通行用にステップ階段を設置</td></tr>
<tr><td>昇降用モノレールの設置</td></tr>
<tr><td rowspan="2">環境対策の充実</td><td>太陽光発電の使用</td></tr>
<tr><td>騒音対策のため防音パネルを設置</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ICT 設備の充実</td><td>山間部における通信環境の整備</td></tr>
<tr><td>作業者接近検知システム</td></tr>
<tr><td>気象観測 IoT センサー</td></tr>
<tr><td>顔認証による入場管理</td></tr>
<tr><td>スマート安全帯</td></tr>
<tr><td rowspan="3">作業負荷の低減</td><td>配筋上仮設足場</td></tr>
<tr><td>電動昇降機</td></tr>
<tr><td>アシストスーツの導入</td></tr>
<tr><td rowspan="12">営繕関係</td><td rowspan="4">現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）</td><td>男性・女性用更衣室の設置</td></tr>
<tr><td>ウォーターサーバーの設置</td></tr>
<tr><td>休憩スペースの設置</td></tr>
<tr><td>個人ロッカー（全作業員分）付更衣室の設置</td></tr>
<tr><td rowspan="2">労働宿舎の充実</td><td>高断熱、高気密仕様</td></tr>
<tr><td>個室バス及びトイレの設置</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む）</td><td>エアコン付き誘導員休憩所の設置</td></tr>
<tr><td>冷蔵庫、ウォーターサーバー等の設置</td></tr>
<tr><td>「現場事務所の快適化」と同様</td></tr>
<tr><td rowspan="2">衛生設備・厚生施設の充実等</td><td>加湿器や空気清浄機の設置</td></tr>
<tr><td>温水シャワー設備の設置</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行	改定後		
	安全関係	工事標識・照明等安全設備の充実	電光式標識の設置（交通規制の伴う工事に限る）
			夜間の転倒防止のためセンサーライトを設置（夜間通行が想定される場合に限る）
		盗難防止対策	盗難防止の対人センサーライト、警報機の設置
			監視カメラの設置
		健康関連施設の充実	AED 設置
			ウェアラブルセンサー等による熱中症対策（全作業員）
		野生動物・害虫対策等	熊用捕獲檻などの設置
			スズメバチ等の巣の撤去
	地域連携	広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等）	完成予想図を現場に掲示(契約図書図面のみの掲示は不可、一般住民への広報効果が期待できない場合は対象外)
			工事パンフレットの作成・配布
			工法説明図を現場に掲示（一般住民への広報効果が期待できない場合は対象外)
			定期的に工事工程表を近隣住民へ配布
		見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）	イベント等の実施
			工事見学会の開催
			職場体験会の実施
			地域行事等の経費

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

<table>
<tr><th>現行</th><th>改定後</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>社会貢献・地域対策費（地域行事等の経費を含む）</td><td>地域の清掃活動や防犯パトロールへの参加</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>現場周辺の清掃、草刈の実施（定期的に実施するものに限る）</td></tr>
<tr><td></td><td>現場景観向上(美装化・デザイン看板等)</td><td>イラスト付き工事 PR 看板を設置（一般住民への広報効果が期待できない場合は対象外)</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>SDGs 看板（3.5 億円以上の工事に限る）</td></tr>
</table>
注） 現場事務所の下記備品類は、共通仮設費（率）に含まれるもので現場環境改善費の対象とはしないこと。
ただし、現場休憩所等付加的に設置した施設の備品は現場環境改善費（率）の対象とする。
机，椅子，黒板，応接セット，書箱，時計，ワープロ，電話，ファックス，コピー機，テレビ，冷暖房機、冷蔵庫，換気扇，温度計，血圧計，カーテン，ブラインド，湯沸器，ロッカー
</td></tr>
</table>

新旧対照表（令和８年10月１日適用）

下線部分は変更部分

別紙２

現行	改定後
	現場環境改善に関する実施計画書 工事番号 工事名 受注者名 計上費目 ／ 実施する内容 ／ 実施時期 ／ 具体的な現場環境改善の実施内容 ／ 期待される効果 仮設備関係 □ 昇降設備の充実 □ 環境対策の充実 □ ＩＣＴ設備の充実 □ 作業負荷の低減 営繕関係 □ 現場事務所の快適化（女子用更衣室の設置を含む） □ 労働者宿舎の快適化 □ 現場休憩所の快適化（空調装置等備品待機室を含む） □ 衛生設備・厚生施設の充実等 安全関係 □ 工事標識・照明等安全施設の充実 □ 盗難防止対策 □ 健康増進施設の充実 □ 野生生物・害虫対策等 地域連携 □ 広報活動（完成予想図、ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ、工法説明、PR看板等） □ 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） □ 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） □ 現場景観向上（美装化・デザイン看板等） 積上げ分 □ 熱中症対策・防寒対策 ① 各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに内容ずつの合計4つの内容を実施する。 ② 計画した内容に該当する項目の「□」へチェックすること。 ③ 計画した現場環境改善の実施時期・実施内容、期待される効果を記載のこと。

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

<table>
<tr><th>現行</th><th>改定後</th></tr>
<tr><td></td><td>
実施状況写真
NO. 1
<table>
<tr><td rowspan="8">写真</td><td>計上項目</td></tr>
<tr><td>仮設備関係</td></tr>
<tr><td>実施した内容</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>実施時期</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>具体的な内容</td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>
NO. 2
<table>
<tr><td rowspan="6">写真</td><td>計上項目</td></tr>
<tr><td>営繕関係</td></tr>
<tr><td>実施した内容</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>具体的な内容</td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>
NO. 3
<table>
<tr><td rowspan="6">写真</td><td>計上項目</td></tr>
<tr><td>安全関係</td></tr>
<tr><td>実施した内容</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>具体的な内容</td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行	改定後
	NO. 4 写真 計上項目 地域連携 実施した内容 具体的な内容 積上げ分 写真 計上項目 実施した内容 具体的な内容 積上げ分 写真 計上項目 実施した内容 具体的な内容 ※積上げ分において不足する場合は随時追加すること

新旧対照表（令和 8 年 10 月 1 日適用）　　下線部分は変更部分

現行	改定後
第 65 条　土砂等の搬出に係る過積載防止対策 第 66 条　通行許可 第 67 条　法定外の労災保険の付保 第 68 条　舗装の切断作業に伴い発生する濁水等の適正処理	第 66 条　土砂等の搬出に係る過積載防止対策 第 67 条　通行許可 第 68 条　法定外の労災保険の付保 第 69 条　舗装の切断作業に伴い発生する濁水等の適正処理